

多気町公告第 71 号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により公告の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和8年8月18日

多気町長 筒井 尚 之



当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：上朝柄自治会

区域：三重県多気郡多気町朝柄274番地から

三重県多気郡多気町朝柄1248番地に属する区域

主たる事務所の所在地：三重県多気郡多気町朝柄850番地8

2 申請不動産に関する事項

地目	面積	所在地
	別紙のとおり	

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

3 公告期間：令和8年8月18日から令和8年11月18日まで

4 異議を述べる方法

多気町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

○申請不動産に関する事項

	所在地	字	番地	登記地目	地積 m ²
15	多気郡多気町車川	ユリケ谷	481-1	山林	1,090
16	多気郡多気町車川	ユリケ谷	481-2	山林	39
17	多気郡多気町車川	ユリケ谷	482-1	山林	231
18	多気郡多気町車川	ユリケ谷	482-2	山林	66
19	多気郡多気町車川	ユリケ谷	483	山林	297
20	多気郡多気町車川	ユリケ谷	484	山林	723
21	多気郡多気町車川	ユリケ谷	485	山林	198
22	多気郡多気町車川	ユリケ谷	486	山林	3,966
23	多気郡多気町車川	ユリケ谷	488	山林	396
23	多気郡多気町車川	ユリケ谷	489	山林	436
17	多気郡多気町車川	一渡り瀬	490-1	原野	219
18	多気郡多気町車川	一渡り瀬	491	山林	99
19	多気郡多気町車川	尻ヶ狭	492	山林	198
20	多気郡多気町車川	狼頭子	495	山林	297
21	多気郡多気町車川	四出木谷	581	山林	198
22	多気郡多気町車川	大咄	584	山林	158
23	多気郡多気町車川	四出木谷	580	山林	495
23	多気郡多気町車川	大咄	585	山林	297

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名	住所	持分
小坂 辰五郎	多気郡五ヶ谷村大字朝柄543番地	6分の1
中野 重兵衛	多気郡五ヶ谷村大字朝柄20番屋敷	6分の1
西山 楠五郎	多気郡五ヶ谷村大字朝柄18番屋敷	6分の1
三木 與三松	多気郡五ヶ谷村大字朝柄47番屋敷	6分の1
床鍋 久左衛門	多気郡五ヶ谷村大字朝柄51番屋敷	6分の1
平野 九兵衛	多気郡五ヶ谷村大字朝柄857番地	6分の1